

## 令和7年第6回弘前市教育委員会会議録

日時 令和7年6月9日（月）

午後1時～午後1時30分

場所 岩木庁舎2階 会議室3

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告・議案の審議

報告第 4号 臨時代理の報告について（弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）

報告第 5号 臨時代理の報告について（弘前市私立学校助成条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）

報告第 6号 臨時代理の報告について（弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）

報告第 7号 臨時代理の報告について（令和7年度教育費補正予算案に対する意見申出について）

議案第 11号 教育財産の取得申出について

議案第 12号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について

- 6 閉会宣言

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席者

1番 吉田 健 教育長、2番 伊東 重豪 委員、3番 斎藤 由紀子 委員、  
4番 日景 弥生 委員

### ◇欠席者

5番 村谷 要 委員

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 森岡 欽吾、学校教育推進監 福田 真実、

教育総務課長 高谷 由美子、学校整備課長 安田 広記、

学務健康課長 原 直美、学校指導課長 工藤 利彦、  
教育センター所長 前田 清幸、生涯学習課長補佐 山内 浩弥、  
中央公民館長 高森 紀之、高岡の森弘前藩歴史館長補佐 鶴巻 秀樹、  
文化財課長補佐 小石川 透

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 中村 ゆかり、教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳、  
教育総務課総務係主査 中道 健郎

午後1時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和7年第6回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番 斎藤由紀子委員と4番 日景弥生委員にお願いします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。  
本日の案件は、報告が4件、議案が2件となっております。

・報告第4号

○教育長（吉田 健） 報告第4号 臨時代理の報告、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（高谷由美子） 報告第4号 臨時代理の報告について、ご説明いたします。本報告は、人事院規則の改正に伴い、教育関係職員の仕事と家庭の両立支援の拡充に向け、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置に係る規定を新設するなど、所要の改正を行う条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものです。

それでは改正の内容について説明いたします。第22条の2の規定は、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方が実現できるよう、教育委員会が講ずるべき措置について新設するもので、仕事と育児との両立に資する制度等に関する情報提供を行うことや、制度の利用等について個別に意向確認を行うことなどを規定するものです。

第1項は職員本人又はその配偶者が妊娠・出産したこと等を申し出た職員に対し講ずる措置を規定するのですが、市では令和3年度の人事院規則の改正に伴い、令和4年4月から既に導入済みの制度となっております。この度の人事院規則の改正に合わせ、個別の周知や意向確認といった具体的な措置内容を条例に明記することとしたものです。第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対しての措置に関する規定、第3項は聴取した意向への配慮に関する規定で、今回新たに講じることとなったものであります。その他の改正部分につきましては、国の規定に合わせ、文言を整理するなど、所要の改正をする内容となります。

本条例の施行期日は令和7年10月1日となります。附則第2項は、今回改正となった第22条の2第2項の措置は施行期日前においても講ずることができることを規定するもので、対象職員への情報提供等を早期に行うことで、施行日以降、円滑に仕事と育児の両立支援制度を利用できるよう、経過措置を設けるものであります。説明は以上となります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

○4番（日景弥生委員） このような職員の労働等に関する内容は、国もそうですし、都道府県、市町村、場合によっては一般企業等もかなり積極的に改善を行っていると思います。今後もまた改定される可能性は十分あるわけで、良い方向にもっていく可能性があると思うのですが、仕組み、流れは、どんな風になっているのか。弘前市がもっと積極的に職員に対して良い方向にもっていこうというのが、単独でできるかどうかなのです。国や都道府県がやってないといけないとか、そういう縛りがなく、会社はそれができるんですね。国立大学法人もそうだったのですね。例えば、岩手大学が孫育て休暇というのを作ったりしたのですが、かなり自由度が高かったと思います。そのあたりいかがでしょう。

○教育総務課長（高谷由美子） 今回は、市の職員が国や県の職員と均衡を欠くことがないように、国や県の制度が変わりましたらそれに合わせて変えていくものとなります。運用面において、丁寧に、こういった制度があるということを知らない職員もありますので、使いたい方はきちんと使えるように周知をきちんとやっていくことが市の独自性と考えております。

○4番（日景弥生委員） 余談ですが、その背景にあるのはどういう事かと言うと、まずは、国全体が少子化であることです。青森県は合計特殊出生率が1.14と全国より低い数字が提示されました。弘前市の出生数が今、800人程度とかなり減っているわけですね。働き方改革とあわせ、どの程度労働者に対して積極的な施策を講じられるかというところが、私は要になっていくと思っています。一つの地方都市においては弘前市や公務員関係の制度がひとつのモデルになっていくと思うので、もちろん出来る範囲ではありますが、積極的にそういう施策をやっていってほしいと思っていることが、発言の背景です。ご検討いただければと思い

ます。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは報告第4号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって報告第4号は承認されました。

#### ・報告第5号

○教育長（吉田 健） 報告第5号 臨時代理の報告、弘前市私立学校助成条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（高谷由美子） 報告第5号、臨時代理の報告につきましてご説明いたします。本報告は、私立学校法の一部改正に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものであります。本条例は、私立学校教育の振興を図るため、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づき、学校法人への助成に関する事項を定めているものでございます。第1条及び第2条第1項の改正につきましては、本年4月1日に施行された私立学校法の一部改正におきまして、条項の移動、いわゆる条ずれが生じたため、法の引用箇所を改めるものであります。具体的に申し上げますと、第59条は第132条へ、第64条第4項と5項は第152条第5項と6項に改正されております。その他の第2条第2項、第3条及び第6条の改正につきましては、法制執務上の文言の整理を行うものです。なお、この度の一部改正は、条文のずれや字句を整理するもので、条例の内容につきましては影響がないものであります。説明は以上でございます。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは報告第5号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって報告第5号は承認されました。

#### ・報告第6号

○教育長（吉田 健） 報告第6号 臨時代理の報告 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（原直美） 報告第6号 臨時代理の報告についてご説明申し上げます。本報告は令和7年度における青森県の組織改正に伴い、弘前市教育支援委員会の委員構成に係る規定を整理するほか、弘前市学校給食審議会の委員の構成を変更するため、弘前市附属機関設置条例に所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものです。

変更の内容についてご説明いたします。委員の構成について（1）弘前地区小学校長会会长の推薦を受けた者から、（6）弘前市学校薬剤師会会长の推薦を受けた者までを、改正案に記載のとおり（1）教育関係団体の推薦を受けた者に変更し、（7）青森県中南地域県民局地域健康福祉部保険総室長の推薦を受けた者を、（2）関係行政機関の職員に変更し、（8）から（10）までを繰り上げたものでございます。

改正の理由は、今後社会環境等の変化に伴う新たなニーズに柔軟に適時適切に対応できるよう委員構成名を変更したことと、令和7年度青森県組織改正により地域県民局が廃止され、県税事務所や保健所等の各事務所が設置されたことによるものです。

弘前市教育支援委員会については、令和7年度における青森県の組織改正に伴い、青森県弘前児童相談所の名称が、青森県中南児童相談所に改正されたことにより、組織名を改正したものです。最後に附則といたしまして、教育支援委員会において現に委員となられている方について、改正後の条例の規定により委嘱されたものとみなす経過措置を規定しているものでございます。説明は以上でございます。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

それ異議では報告第6号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって報告第6号は承認されました。

・報告第7号

○教育長（吉田 健） 報告第7号 臨時代理の報告 令和7年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明お願いします。

○教育総務課長（高谷由美子） 報告第7号 臨時代理の報告についてご説明いたします。本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年度教育費補正予算案に対する意見を市長に申出することについて、

その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したことから、同条第3項の規定により報告するものです。

歳出からご説明いたします。まず10款2項小学校費1目学校管理費及び3項中学校費1目学校管理費は、小・中学校のインターネット回線において、接続の不具合により授業や校務に支障が生じていることから、ネットワーク回線を更新するもので、小学校費426万4千円、中学校費225万9千円の合わせて652万3千円を計上するものです。

次に、10款4項社会教育費2目文化財保護費は、大雪により破損した生垣や門などの修繕に係る経費で、公開武家住宅管理に係る業務委託の追加として、25万2千円を、伝統的建造物群保存地区内修理修景事業費補助金の追加として、783万円の合計808万2千円を計上するものです。以上合計1千460万5千円を増額し、教育委員会が所管する教育費の合計を、66億5千808万3千円とするものであります。

続いて歳入についてご説明いたします。16款2項8目教育費国庫補助金は、ネットワーク回線更新事業に係る補助金として、小・中学校合わせて166万1千円を、伝統的建造物群保存地区内修理修景事業に係る補助金として、231万円を追加し、合計397万1千円を計上するものであります。説明は以上となります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

○4番（日景弥生委員） 小学校と中学校のネットワークに支障をきたしているようなお話がありましたが、具体的にはどんな状況なのですか。

○学校整備課長（安田広記） 毎日ではないのですが、急に繋がらなくなったり、動画なども見れなかったりの状態がありました。原因を探ったのですが、どうやら学校からインターネットの回線業者NTTのところまでの線は問題なく動いているようでした。NTTの中で何かしらの問題が起きてて、そこから先が通じてなかったことが判明しまして、原因をNTTのほうに探ってもらったのですが、NTTでもわからず、確認のしようがなかったというところです。

○4番（日景弥生委員） 今後もまた起こりうる可能性があるということですね。

○学校整備課長（安田広記） 可能性があるので、線をNTTの線じゃなくて、NECのほうを考えているんですが、NECの回線のほうに切り換えることで不具合がなくなるのではないかとみています。

○4番（日景弥生委員） サーバーは学校独自で持っていないんですね。

○学校整備課長（安田広記） 持っていないです。今、皆さんクラウドに移っていくような形になるので、現状クラウドに直接繋いでいく形で進んでいます。全国的にもICT活用がされてきているので、通信的な量、料金のほうではなくて、量的な問題も出てきて遅くなっているのではないかというところで、国もそこを

認め、プロバイダなど諸々を変えるものに対しても補助を出すということです。我々も同じように、今回業者を変えることで通信速度を速くしたいことから今回の補正となったものです。

○4番（日景弥生委員） 金銭面での国からの補助はとてもありがたいことです。先生方がやっている時に映像が一気に途絶えたとか、いろんなところで支障がおきると大変なことになるので、継続的に原因追究をはじめ、授業に支障のないような運営をお願いしたいと思います。

○学校整備課長（安田広記） 原因追究も引き続きやりますし、日々進化していくので、これが最終形とは思ってません。もし例えばNTTのほうでもっと速く、確実なスピードを出しますよというようなものができるのであればそちらのほうにまた切り換えるとか、視野には入れていきたいと思います。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第7号を承認することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって報告第7号は承認されました

・議案第11号

○教育長（吉田 健） 議案第11号 教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（原直美） 議案第11号 教育財産の取得申出について、ご説明いたします。本議案は教育財産の取得について市長に申出するものであり、提案理由といたしましては、東部学校給食センターで使用する角型食缶を、経年劣化に伴い更新しようとするものであります。取得する財産は、東部給食センターで使用する角型食缶150個であります。取得金額は税込838万2千円を予定しております。説明は以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。  
（「なし」の声あり）

議案第11号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は可決されました。

・議案第12号

○教育長（吉田 健） 議案第12号 ひろさき教育創生市民会議委員について

て、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長補佐（山内浩弥） 議案第12号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱についてご説明いたします。提案理由は、ひろさき教育創生市民会議委員の一部委員の人事異動等による退任に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。

ひろさき教育創生市民会議委員の定数及び任期につきましては、条例に定めがあり、委員の定数は40人以内、任期は2年となっております。また、補欠委員の任期につきましては、ひろさき教育創生市民会議運営規則第2条第1項の規定により、前任者の残任期間となり、令和7年9月2日までの任期となります。

新たに委嘱する委員は6人であり、各団体の後任者として依頼若しくは選出いただいた方で、「学識経験のある者」として、柴田学園大学助教 工藤千華氏、「教育関係団体の推薦を受けた者」として、弘前地区小学校長会会長 山口祝一氏、弘前市中学校長会会長 横山晴彦氏、「関係行政機関の職員」として、青森県中南児童相談所所長 旭澤友多氏、青森県立弘前第一養護学校校長 石戸谷恒鋭氏、「その他教育委員会が必要と認めるもの」として、一般社団法人弘前青年会議所理事長 葛西紘一氏を委嘱しようとするものです。今回の新たな委員の男女比は、28人の委員の内、9人が女性で、女性比率はこれまでと変わりなく32%となっております。説明は以上でございます。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

議案第12号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は可決されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年第6回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時30分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

署名者 齋 藤 由 紀 子

署名者 日 景 弥 生